

ID: 206

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第40条		
例規番号	平成16年 条例第24号		
<p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第四十条 町長は、入居者又は駐車場の使用者が詐欺その他の不正行為により、家賃、敷金又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日